

制定日：令和4年3月30日
(令和8年5月29日 一部改定)

1. 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生により、人的・物的被害が生じる恐れが高まったとき（以下、「災害時」という。）に、園児へ安全な保育環境を提供し、また、保護者や保育従事者等の安全を確保するため、大野城市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）における臨時休園の基準及び対応等について定める。

2. 対象となる保育所等

認可保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所）

3. 臨時休園等の措置

市は、災害時に本基準に基づいて、保育所等における臨時休園等の措置を行う。

なお、施設として、個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前に市に連絡のうえ、その対応を協議することとする。

4. 臨時休園等基準表

①大雨・土砂災害等の気象災害の場合

警戒レベル	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報等の 発令時間帯	大雨・土砂災害 注意報	大雨・土砂災害 警報	大雨・土砂災害 危険警報	大雨・土砂災害 特別警報
開園前 (午前7時までに 発令された場 合)	開園 ※必要に応じて保護 者に情報提供を行 う。	【発令区域内園舎】 登園自粛要請 ※区域外の園も、登園自 粛の協力を依頼する。 ※登園する場合には「早 急な迎えの要請」に対 応できるように保護 者へ連絡を行う。	【発令区域内の園舎のみ】 臨時休園 ※保護者に臨時休園とすることを連絡する。	【全園】
開園後 (保育中)	保育を継続 ※災害情報を随時確 認する。	【発令区域内園舎】 早急な迎えの要請 ※区域外の園も、早め のお迎えの協力を依頼 する。	【発令区域内の園舎のみ】 臨時休園 避難確保計画等に従い予め保護者へ周 知している避難場所へ速やかに避難 ※災害の状況により他の避難場所または園内が安全 と判断した場合は、その場所に避難させ保護者に避 難場所を連絡する。 ※避難後は、保護者への状況の連絡と安全を確保した 上で、園児の早急な迎えを要請する。	【全園】

※警戒レベル4（危険警報）発令時は発令区域内の園舎を、レベル5（特別警報）発令時は全園を臨時休園とする。

※レベル3（警報）発令段階で、前広に休園準備を行うものとする。

※鉄道等の「計画運休」が発表された場合

「計画運休」が発表された際、職員体制を確認し十分な保育体制が確保できない場合には、事前に市に相談し、対応を協議すること。

②地震発生の場合（全園対象）

震度 地震の発生時間帯	震度 5 弱以下	震度 5 強以上
開園前 (午前 7 時まで発生した場合)	<p>原則開園</p> <p>※速やかに保育施設の被害状況等の点検及び保育士の確保状況の確認を行う。 ※被害状況等の点検、保育士の確保状況の確認により、安全な保育環境が確保できない場合は、臨時休園とし保護者に連絡する。</p>	<p>臨時休園</p> <p>※速やかに保育施設の被害状況等の点検及び保育士の確保状況の確認を行う。 ※被害状況等の点検、保育士の確保状況の確認により、安全な保育環境が確保できた場合は、保護者に開園時間等を連絡し開園する。 ※被害状況等の点検の結果、安全な保育環境が確保できない場合は、臨時休園を継続する。</p>
開園後 (保育中)	<p>原則保育を継続</p> <p>※速やかに保育施設の被害状況等を点検し、園児の安全確保を図る。 ※施設の被害状況の点検の結果、安全な保育環境が確認できない場合は、保護者に早急なお迎えを要請する。</p>	<p>臨時休園</p> <p>※速やかに保育施設の被害状況等を点検し、園児の安全確保を図る。 ※保育施設の継続的な使用が困難な場合は、他の避難場所など安全が確保できる場所に園児を避難させ保護者に避難場所を連絡する。 ※安全確保後は、保護者への状況の連絡と安全を確保した上で、園児の早急なお迎えを要請する。</p>

5. 臨時休園等に伴う保育所等の対応

①保育所の初動

保育所等は、「臨時休園等基準表」に基づき、迅速に臨時休園等の必要性を判断すること。判断が難しい場合は、市へ早急に確認のうえ、指示を受けること。

②臨時休園等を行う際の周知、掲示

保育所等は、臨時休園・登園自粛要請等を行う場合は、ホームページやメール・アプリ等により、保護者に周知を図るものとする。なお、周知はICT等を活用した手段を検討すること。また、臨時休園とする際は、施設の入口に臨時休園する旨と避難先や緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示すること。

③緊急事態に対する体制の確保

保育所等は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保すること。

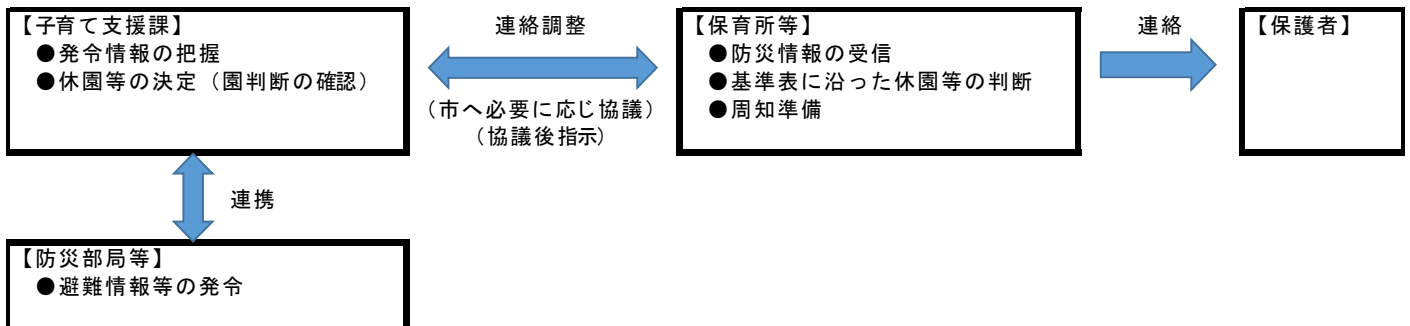
④代替保育の検討

臨時休園時は、原則家庭保育とするが、災害の長期化に備え、保育所等は代替保育が必要とされる家庭を事前に把握しておくとともに、災害時の特例に基づき、安全が確認されている園舎（分園等）を活用した代替保育の提供を検討すること。

⑤その他

各園は、保護者説明会や入園時の案内文書、種々のお知らせ配布時など、臨時休園の基準や災害時の行動について、保護者へ周知すること。また、迅速な臨時休園等の判断ができるよう、市や県の防災メール等の受信ができる環境を整備しておくこと。

【災害対応時フロー図】



6. 保育再開の目安

原則として、避難情報等が解除されたことや、施設及びその周辺の安全が確認されたことを、休園解除の目安とし、各保育所等の判断で保育を再開するものとする。